

ウポポイPRキャラクター使用規約

令和元年8月1日 制定

令和2年3月13日 改正

(趣旨)

第1条 本規約は、ウポポイ（民族共生象徴空間）（以下「ウポポイ」という。）PRキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターの図案及び名称は、別紙に掲げるものとする。

(事務局)

第3条 キャラクターの管理に係る事務局は、文化庁企画調整課とする。

(キャラクターを使用できる者)

第4条 以下に掲げる者（次項において「国の行政機関等」という。）は、別に定める「ウポポイ（民族共生象徴空間）PRキャラクター利用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の用例に従い、ウポポイのPRを目的とする自らの業務においてキャラクターを使用することができる。

- 一 国の行政機関
- 二 地方公共団体
- 三 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第20条第1項に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）

2 国の行政機関等以外の者は、マニュアルの用例に従い、次に掲げる場合においてキャラクターを使用することができる。なお、第2号及び第3号に掲げる場合は、平面での使用に限る。

- 一 国の行政機関等から委託を受けた事業者等が、資料又は物品等を製作する場合
- 二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 三 ウポポイのPR推進に賛同し、そのための取組を実施しようとする者が、配布する資料又は物品等を製作する場合
- 四 ウポポイの施設のテナント業者が、キャラクターを使用した商品を開発しようとする場合

3 第1項及び第2項に掲げる者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを使用する場合は、「ウポポイPRキャラクター トウレツポん」と表記すること。ただし、製作す

る資料又は物品等に、ウポポイ（民族共生象徴空間）ロゴマーク又は「ウポポイ」、「民族共生象徴空間」の文言が記載されている場合は、「トゥレップン」のみの表記とすることができる。

- 4 第1項各号、第2項第1号及び第4号に掲げる者は、キャラクターを使用して立体物及びデジタルコンテンツ（キャラクターの表情やポーズに動きが生じるもの。）、アニメーションを製作する場合、又はマニュアルの用例にアレンジを加える場合（以下、「立体物の製作等」とする。）は、キャラクター創作者 イラストレーター そら氏（以下、「キャラクター創作者」という。）に監修又は確認を受けること。なお、立体物の製作等に伴ってキャラクター創作者による監修、確認及び新規デザインの書き起こし等が必要となる場合、そのための経費は使用者が負担すること。

（使用料）

第4条の2 前条第2項第1号から第3号に定める者は、キャラクターを無償で 사용할ことができる。

- 2 前条第2項第4号に定める者は、商品の販売小売価格（消費税及び地方消費税を含む。）にその生産予定数を乗じて算出される金額に3パーセントを乗じて得た額を使用料として文化庁に納めなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、事務局が別に指定する額とする。

- 3 前項による使用料を納付した後に、申請者の責めに期すべき事由により、事務局が使用許諾を取り消した場合、使用料は返金しない。

（キャラクターの使用の届出）

第5条 第4条第2項第3号に掲げる者は、事前に「キャラクター使用届出書」（様式1）を、指定法人を経由して事務局に提出しなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による届出書の提出があった時は、速やかに事務局に回付するとともに、届出書の内容を「ウポポイPRキャラクター使用管理簿」に登録するものとする。
- 3 第4条第2項第3号に掲げる者は、第1項の規定により提出した届出書の内容に変更がある場合は、指定法人を経由して再度事務局に届出書を提出すること。

（キャラクターの使用の申請）

第5条の2 第4条第2項第4号に掲げる者は、事前に「キャラクター使用申請書」（様式2）を指定法人を経由して事務局に提出しなければならない。その際、開発しようとする商品の内容が分かる資料を添付しなければならない。なお、申請内容によって、追加書類の提出を求める場合がある。

- 2 指定法人は、前項の規定による申請書の提出があった時は、速やかに事務局に回付するとともに、申請書の内容を「ウポポイPRキャラクター使用管理簿」へ登録するものとする。

る。

(使用の許諾)

- 第5条の3 事務局は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、使用を許諾することができる。許諾に当たって、事務局は必要に応じて条件を付することができる。
- 2 事務局は、審査の結果を別に定める様式により、申請者へ通知するものとする。
 - 3 使用許諾の期間は、使用許諾の日から、2年が経過した日の属する年度の末日とする。

(使用の管理等)

- 第6条 事務局は、使用者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求め、又はキャラクターを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。
- 2 第4条第2項第4号に掲げる者は、許諾された商品等の販売状況等について、事務局へ毎月報告するものとする。

(使用にあたっての禁止事項)

- 第7条 キャラクターの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。
- 一 ウポポイのPRや認められた目的以外に使用すること。
 - 二 マニュアルの用例以外の方法で使用すること。
 - 三 第4条第2項第2号第3号に掲げる者が、キャラクターを使用してデジタルコンテンツ（キャラクターの表情やポーズに動きが生じるもの）、アニメーションを製作し、又はアレンジを加えること。
 - 四 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
 - 五 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
 - 六 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
 - 七 事務局に虚偽の届出をして使用すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、ウポポイのPR推進の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあるなど不適切な使用と認められること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、事務局は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
 - 3 使用者が前条に規定する求め、又は前項に規定する指示に応じない場合、事務局は、使用者に対し、キャラクターの使用を認めないものとする。
 - 4 使用者が反社会的勢力であると事務局が判断した時は、一切の使用を認めないものとする。
 - 5 事務局は、使用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

(キャラクターに関する権利)

- 第8条 キャラクターに関する商標権（商標登録出願の番号：2019-15329、20

19-15330)及び著作権(著作権にあっては、著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、文化庁が所有する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 キャラクターを使用した施策、事業、商品等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、事務局は使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

2 事務局は、使用者が第三者に損害又は損失を与えた場合について、一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、故意又は過失により、事務局に損害又は損失を与えた場合、事務局に賠償又は補償するものとする。

(キャラクターの利用の非独占性など)

第10条 本規約に基づくキャラクターの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者が製作する資料又は物品等について、事務局が推奨を行うものではない。

2 使用者は、使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡、転貸、承継、再許諾又は担保に供することができない。

(規約の改定)

第11条 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改定する場合がある。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本規約は、令和2年3月13日から施行する。

(別紙)

ウポポイPRキャラクター 図案及び名称



◎名前

トゥレツポん

◎「トゥレツポん」って？

- トウレブ(オオウバユリ)の年頃の女の子。
- 小さい頃は土の中で育って、年頃になったらイルブ(デンブン)になったり、さらに美味しいお料理に変身。
- 性格はのんびり屋さん。
(成長スピードがゆっくりであることから。最後の年には茎が伸びて種をまく。)
- 右手にはトウレブアカム(オオウバユリの円盤)。トウレブから作る保存食。お腹が空いている人に会ったらプレゼントすることも。
- 左手にはトウレブの茎。とても長い茎で、お散歩の時には杖にもなる。丸いプツッ(果実)が茶色になると、シャラシャラと種が飛び出して仲間を増やす。

◎名前の由来

- turep(トウレブ)
アイヌ語で「オオウバユリ」の意。
オオウバユリは北海道、本州の中部以北の林内に自生するユリ科ウバユリ属の多年草。
- po(ポ)
アイヌ語で「小さいもの」というニュアンスを付け加える語。
- ん
キャラクターのイメージを踏まえ、
結びに「ん」を付け加えることで呼びやすく可愛らしい音の響きに。